

財政健全化判断比率等の対象となる
令和5年度会計

健全化判断比率等の対象

<p>普通会計 A 一般会計 (一般会計等) A 奨学事業</p>		<p>実質赤字比率</p>				
<p>特別会計 B 国民健康保険事業 B 介護保険 B 後期高齢者医療 地方公営企業会計 C 宅地造成事業 (法非適) D 水道事業会計 (法 適) D 下水道事業会計 (法 適)</p>	<p>地方公営企業法</p>	<p>連結実質赤字比率</p>	<p>実質公債費比率</p>	<p>将来負担比率</p>		<p>資金不足比率</p>
<p>一部事務組合・広域連合 1 和歌山県市町村総合事務組合 2 紀南地方老人福祉施設組合 3 富田川治水組合 4 紀南地方児童福祉施設組合 5 田辺周辺広域市町村圏組合 6 上大中清掃施設組合 7 富田川衛生施設組合 8 和歌山地方税回収機構 9 和歌山県後期高齢者医療広域連合 10 県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 11 紀南環境広域施設組合 ※ 公立紀南病院組合</p>						
<p>地方公社・第3セクター等 該当なし</p>						

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定

※ 公立紀南病院組合については、法適用企業です。